

第9号議案

新宮町下水道条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月3日

新宮町長 桐島光昭

理 由

使用料等の改定に伴い、新宮町下水道条例等の一部を改正するもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものである。

新宮町下水道条例等の一部を改正する条例

(新宮町下水道条例の一部改正)

第1条 新宮町下水道条例(平成2年新宮町条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第17条関係)

(1か月当たり)

名称	区分	金額
基本使用料		1,725円
従量使用料(1立方メートル当たり)	10立方メートルまでの部分	60円
	10立方メートルを超え20立方メートルまでの部分	200円
	20立方メートルを超え30立方メートルまでの部分	210円
	30立方メートルを超え40立方メートルまでの部分	220円
	40立方メートルを超え50立方メートルまでの部分	230円
	50立方メートルを超え100立方メートルまでの部分	260円
	100立方メートルを超え200立方メートルまでの部分	280円
	200立方メートルを超え300立方メートルまでの部分	310円
	300立方メートルを超える部分	330円
一時用(1立方メートル当たり)		400円

付記 一時用とは、工事その他一時の用に下水道を使用する場合をいう。

(新宮町水道条例の一部改正)

第2条 新宮町水道条例(平成10年新宮町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「及び別表第2」を削り、同条第5項中「及び別表第2」及び「の合計額」を削り、同条第10項中「給水管の口径13ミリメートルに限り、」を削り、同項中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とする。

第26条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、各月の使用水量は均等とみなす。

第29条第1項中「月の」を「検針日の翌日から翌検針日までの」に、「次のとおりと」を「1月分(使用日数が31日を超える場合は、2月分)として算定」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、基本料金については、使用日数に応じて日割りにより算定する。

第29条第1項各号を削る。

第30条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めた場合は、料金納付通知書以外の方法により徴収することができる。

第31条第2号中「1,000円。」を「10,000円」に改め、同号ただし書を削る。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第7条関係)

加入金

量水器口径	金額
13ミリメートル	193,000円
20ミリメートル	300,000円
25ミリメートル	471,000円
30ミリメートル	771,000円
40ミリメートル	771,000円
50ミリメートル	3,729,000円
75ミリメートル	5,914,000円

100ミリメートル以上	使用形態に応じたメーター器の能力により決定
-------------	-----------------------

別表第2 削除

別表第3 (第25条関係)

給水使用料金表

(1か月につき1給水装置当たり)

名称	区分	金額
基本料金		900円
従量料金(1立方メートル当たり)	5立方メートルまでの部分	20円
	5立方メートルを超え15立方メートルまでの部分	200円
	15立方メートルを超え20立方メートルまでの部分	220円
	20立方メートルを超え50立方メートルまでの部分	250円
	50立方メートルを超え100立方メートルまでの部分	290円
	100立方メートルを超える部分	330円
一時用(1立方メートル当たり)		400円

付記 一時用とは、工事その他一時の用に水道を使用する場合をいう。

(新宮町簡易水道条例の一部改正)

第3条 新宮町簡易水道条例(平成10年新宮町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第5項中「及び別表第2」を削り、同条第10項中「給水管の口径13ミリメートルに限り、」を削り、同項中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とする。

第26条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、各月の使用水量は均等とみなす。

第29条第1項中「月の」を「計量日の翌日から翌計量日までの」に、「次のとおりと」を「1月分（使用日数が31日を超える場合は、2月分）として算定」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、基本料金については、使用日数に応じて日割りにより算定する。

第29条第1項各号を削る。

第30条第2項を同条第3項とする。

第31条第2号中「1,000円。」を「10,000円」に改め、同号ただし書を削る。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第7条関係）

加入金

量水器口径	金額
13ミリメートル	193,000円
20ミリメートル	300,000円
25ミリメートル	471,000円
30ミリメートル	771,000円
40ミリメートル	771,000円
50ミリメートル	3,729,000円
75ミリメートル	5,914,000円
100ミリメートル以上	使用形態に応じたメーター器の能力により決定

別表第2 削除

別表第3（第25条関係）

給水使用料金表

（1か月につき1給水装置当たり）

名称	区分	金額
基本料金		1,300円
従量料金（1立方メートル当たり）	5立方メートルまでの部分	30円
	5立方メートルを超え10立方メートルまでの部分	200円

	10立方メートルを超え15立方メートルまでの部分	250円
	15立方メートルを超える部分	300円
一時用(1立方メートル当たり)		400円

付記 一時用とは、工事その他一時の用に水道を使用する場合をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の新宮町下水道条例別表第2の規定は、施行日以後の公共下水道の使用に係る使用料で、かつ、令和8年12月1日（以下「適用日」という。）以後に行われる汚水排出量の算定によるものについて適用し、次に掲げる公共下水道の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(1) 施行日以前の公共下水道の使用に係る使用料

(2) 施行日以後の公共下水道の使用に係る使用料で、かつ、適用日前に行われる汚水排出量の算定によるもの

- 3 第2条の規定による改正後の新宮町水道条例第29条及び別表第3の規定は、施行日以後の水道の使用に係る料金で、かつ、令和8年12月1日（以下「適用日」という。）以後に行われる使用水量の計量によるものについて適用し、次に掲げる水道の使用に係る料金については、なお従前の例による。

(1) 施行日以前の水道の使用に係る料金

(2) 施行日以後の水道の使用に係る料金で、かつ、適用日前に行われる使用水量の算定によるもの

- 4 第2条の規定による改正後の新宮町水道条例第7条、第31条及び別表第1の規定は、施行日以後の工事の申込に係る水道利用加入金及び手数料について適用し、同日前の工事の申込に係る水道利用加入金及び手数料については、なお従前の例による。

- 5 第3条の規定による改正後の新宮町簡易水道条例第29条及び別表第3の規定は、施行日以後の水道の使用に係る料金で、かつ、令和8年12月1日（以下「適用日」という。）以後に行われる使用水量の計量によるものにつ

いて適用し、次に掲げる水道の使用に係る料金については、なお従前の例による。

(1) 施行日以前の水道の使用に係る料金

(2) 施行日以後の水道の使用に係る料金で、かつ、適用日前に行われる使用水量の算定によるもの

6 第3条の規定による改正後の新宮町簡易水道条例第7条、第31条及び別表第1の規定は、施行日以後の工事の申込に係る水道利用加入金及び手数料について適用し、同日前の工事の申込に係る水道利用加入金及び手数料については、なお従前の例による。

新宮町下水道条例(平成2年新宮町条例第16号)新旧対照表

改正後			改正前		
別表第2(第17条関係)			別表第2(第17条関係)		
(1か月当たり)			(1か月につき)		
名称	区分	金額	基本使用料	従量使用料	
基本使用料		1,725円		汚水排出量	使用料1
従量使用料(1立方メートル当たり)	10立方メートルまでの部分	60円			立方メートルにつき
	10立方メートルを超え20立方メートルまでの部分	200円	1,000円	10立方メートルまでの部分	30円
	20立方メートルを超え30立方メートルまでの部分	210円		10立方メートルを超え20立方メートルまでの部分	170円
	30立方メートルを超え40立方メートルまでの部分	220円		20立方メートルを超え30立方メートルまでの部分	180円
	40立方メートルを超え50立方メートルまでの部分	230円		30立方メートルを超え40立方メートルまでの部分	190円
	50立方メートルを超え100立方メートルまでの部分	260円		40立方メートルを超え50立方メートルまでの部分	200円
	100立方メートルを超え200立方メートルまでの部分	280円		50立方メートルを超え100立方メートルまでの部分	230円
	200立方メートルを超え300立方メートルまでの部分	310円		100立方メートルを超え200立方メートルまでの部分	250円
	300立方メートルを超える部分	330円		200立方メートルを超え300立方メートルまでの部分	280円
一時用(1立方メートル当たり)		400円		300立方メートルを超える部分	300円
付記 一時用とは、工事その他一時の用に下水道を使用する場合をいう。					

(特別な場合の料金の算定)

第29条 検針日の翌日から翌検針日までの中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、1月分(使用日数が31日を超える場合は、2月分)として算定する。ただし、基本料金については、使用日数に応じて日割りにより算定する。

2・3 (略)

(料金の徴収方法)

第30条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めた場合は、料金納付通知書以外の方法により徴収することができる。

3 (略)

(手数料)

第31条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が特別な理由があると認める申込者からは、申込み後徴収することができる。

(1) (略)

(2) 給水調査手数料 1件につき10,000円

(3)~(8) (略)

別表第1(第7条関係)

加入金

量水器口径	金額
13ミリメートル	193,000円
20ミリメートル	300,000円
25ミリメートル	471,000円
30ミリメートル	771,000円
40ミリメートル	771,000円
50ミリメートル	3,729,000円
75ミリメートル	5,914,000円

(特別な場合の料金の算定)

第29条 月の _____ 中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりと _____ する。 _____

(1) 使用水量が、基本水量の2分の1以下のとき 基本料金の2分の1

(2) 使用水量が、基本水量の2分の1を超えるときは、1か月として算定した金額

(3) メーター使用料は2分の1

2・3 (略)

(料金の徴収方法)

第30条 (略)

2 (略)

(手数料)

第31条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が特別な理由があると認める申込者からは、申込み後徴収することができる。

(1) (略)

(2) 給水調査手数料 1件につき1,000円。ただし、口径13ミリメートルを超えるものは、1件につき10,000円

(3)~(8) (略)

別表第1(第7条関係)

加入金

量水器口径	金額
13ミリメートル	100,000円
20ミリメートル	150,000円
25ミリメートル	230,000円
30ミリメートル	410,000円
40ミリメートル	700,000円
50ミリメートル	1,250,000円
75ミリメートル	2,500,000円

100ミリメートル以上	使用形態に応じたメーター器の能力により決定	100ミリメートル以上	協議のうえ決定
別表第2 削除		別表第2(第7条関係) 水源補強費	
		契約水量及び戸数	金額
		1戸	200,000円
		1日当たりの使用水量/立方メートル当たり	158,000円
			備考
			量水器口径13ミリメートル
			1日当たりの使用水量2立方メートル/日以上
別表第3(第25条関係) 給水使用料金表 (1か月につき1給水装置当たり)		別表第3(第25条関係) 給水使用料金表 (1か月につき1給水装置当たり)	
名称	区分	金額	使用水量
基本料金		900円	基本料金
従量料金(1立方メートル当たり)	5立方メートルまでの部分	20円	6立方メートルまで
	5立方メートルを超え15立方メートルまでの部分	200円	7立方メートル～15立方メートル
	15立方メートルを超え20立方メートルまでの部分	220円	16立方メートル～20立方メートル
	20立方メートルを超え50立方メートルまでの部分	250円	21立方メートル～50立方メートル
	50立方メートルを超え100立方メートルまでの部分	290円	51立方メートル～200立方メートル
	100立方メートルを超える部分	330円	201立方メートル以上
一時用(1立方メートル当たり)		400円	一時用
付記 一時用とは、工事その他一時の用に水道を使用する場合をいう。		付記 一時用とは、工事その他一時の用に水道を使用する場合をいう。	

新宮町簡易水道条例(平成10年新宮町条例第9号)新旧対照表

改正後	改正前
<p>(水道利用加入金)</p> <p>第7条 給水装置を新設し、又は給水管の口径を増設する者は、給水管の口径に従い別表第1_____に掲げる金額を水道利用加入金(以下「加入金」という。)として納入しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 加入金は、別表第1_____に定める額の合計額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。</p> <p>6～9 (略)</p> <p>10 _____次の事項に該当する水道加入者は、加入金を減免する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>(計量の期間)</p> <p>第26条 計量の期間は、使用水量点検の時から次の時に至る間2か月間とし、奇数月を使用水量点検月とする。<u>この場合において、各月の使用水量は均等とみなす。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(特別な場合の料金の算定)</p> <p>第29条 <u>計量日の翌日から翌計量日までの</u>中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめ</p>	<p>(水道利用加入金)</p> <p>第7条 給水装置を新設し、又は給水管の口径を増設する者は、給水管の口径に従い別表第1<u>及び別表第2</u>に掲げる金額を水道利用加入金(以下「加入金」という。)として納入しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 加入金は、別表第1<u>及び別表第2</u>に定める額の合計額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。</p> <p>6～9 (略)</p> <p>10 <u>給水管の口径13ミリメートルに限り、</u>次の事項に該当する水道加入者は、加入金を減免する。</p> <p>(1) <u>生活保護世帯がする水道加入者は、免除することができる。</u></p> <p>(2) <u>町内に3年以上居住したもので、自ら1年以上土地を保有した者又は相続、贈与若しくは分家により自己専用住居を建築する場合、加入金のうち別表第1の金額の2分の1を免除する。</u></p> <p>(3) <u>新宮町水道拡張計画による給水申込期間に限り、加入金を免除する。ただし、口径20ミリメートル以上については、その都度協議する。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>(計量の期間)</p> <p>第26条 計量の期間は、使用水量点検の時から次の時に至る間2か月間とし、奇数月を使用水量点検月とする。_____</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別な場合の料金の算定)</p> <p>第29条 月の_____中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめ</p>

たときの料金は、1月分(使用日数が31日を超える場合は、2月分)として算定する。ただし、基本料金については、使用日数に応じて日割りにより算定する。

2・3 (略)

(料金の徴収方法)

第30条 (略)

3 (略)

(手数料)

第31条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が特別な理由があると認める申込者からは、申込み後徴収することができる。

(1) (略)

(2) 給水調査手数料 1件につき10,000円

(3)~(8) (略)

別表第1(第7条関係)

加入金

量水器口径	金額
13ミリメートル	193,000円
20ミリメートル	300,000円
25ミリメートル	471,000円
30ミリメートル	771,000円
40ミリメートル	771,000円
50ミリメートル	3,729,000円
75ミリメートル	5,914,000円
100ミリメートル以上	使用形態に応じたメーター器の能力により決定

たときの料金は、次のとおりと
_____する。_____

(1) 使用水量が、基本水量の2分の1以下のとき 基本料金の2分の1

(2) 使用水量が、基本水量の2分の1を超えるときは、1か月として算定した金額

(3) メーター使用料は2分の1

2・3 (略)

(料金の徴収方法)

第30条 (略)

2 (略)

(手数料)

第31条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が特別な理由があると認める申込者からは、申込み後徴収することができる。

(1) (略)

(2) 給水調査手数料 1件につき1,000円。ただし、口径13ミリメートルを超えるものは、1件につき10,000円

(3)~(8) (略)

別表第1(第7条関係)

加入金

量水器口径	金額
13ミリメートル	100,000円
20ミリメートル	150,000円
25ミリメートル	230,000円
30ミリメートル	410,000円
40ミリメートル	700,000円
50ミリメートル	1,250,000円
75ミリメートル	2,500,000円
100ミリメートル以上	協議のうえ決定

別表第2 削除

別表第3(第25条関係)

給水使用料金表

(1か月につき1給水装置当たり)

名称	区分	金額
基本料金		1,300円
従量料金(1立方メートル当たり)	5立方メートルまでの部分	30円
	5立方メートルを超え10立方メートルまでの部分	200円
	10立方メートルを超え15立方メートルまでの部分	250円
	15立方メートルを超える部分	300円
一時用(1立方メートル当たり)		400円

付記 一時用とは、工事その他一時の用に水道を使用する場合をいう。

別表第2(第7条関係)

水源補強費

契約水量及び戸数	金額	備考
1戸	200,000円	量水器口径13ミリメートル
1日当たりの使用水量/立方メートル当たり	158,000円	1日当たりの使用水量2立方メートル/日以上

別表第3(第25条関係)

給水使用料金表

(1か月につき1給水装置当たり)

使用水量	基本料金	超過料金
6立方メートルまで	1,300円	
7立方メートル~15立方メートル		1立方メートルにつき 250円
16立方メートル以上		1立方メートルにつき 300円
一時用		1立方メートルにつき 300円

付記 一時用とは、工事その他一時の用に水道を使用する場合をいう。